

個人防護具の流通備蓄管理業務委託仕様書（案）

本仕様書は、愛知県（以下「甲」という。）が発注する個人防護具の流通備蓄管理業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 件名

個人防護具の流通備蓄管理業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 11 年 11 月 30 日まで

3 委託業務の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 10 条に基づき、甲が計画的に備蓄する個人防護具（以下、「甲備蓄品」という。）を、常時使用期限が最低 1 年以上である状態を保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。

4 委託業務の内容

(1) 甲備蓄品の調達

甲は、乙と予め協議して指定する備蓄倉庫（以下、「甲指定備蓄倉庫」という。）において、乙をして個人防護具を計画的に備蓄させる。なお、契約期間中の備蓄数量は下記表 1、個人防護具の調達時期は下記表 2 のとおりとする。また、調達した個人防護具の所有権は調達時に甲に帰属するものとし、甲は乙に対し調達した製品代金相当額を支払うものとする。

また、甲備蓄品の仕様は委託仕様書別紙「流通備蓄用個人防護具仕様書」のとおりとする。

表 1 流通備蓄の期間及び数量

(単位：枚)

年度	期間	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
令和 7	3 月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000
令和 8	4～9 月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000
	10～3 月	2,928,000	239,200	568,000	300,800	7,758,000
令和 9	4～9 月	2,928,000	239,200	568,000	300,800	7,758,000
	10～3 月	4,392,000	358,800	852,000	451,200	11,637,000
令和 10	4～9 月	4,392,000	358,800	852,000	451,200	11,637,000
	10～3 月	5,856,000	478,400	1,136,000	601,600	15,516,000
令和 11	4～11 月	5,856,000	478,400	1,136,000	601,600	15,516,000

※1 アイソレーションガウンはプラスチックガウンと、フェイスシールドはシールド付マスクと相互に代替可能とする。

※2 令和 11 年 12 月以降は、令和 11 年 11 月末現在の備蓄量、備蓄品を引き継ぎ、流通備蓄を行う予定。ただし、備蓄目標量及び備蓄方法は今後変更する可能性がある。

表2 個人防護具の調達時期及び調達数量

(単位：枚)

調達時期	サージカル マスク	N95 マスク	プラスチックガウン	フェイス シールド	非滅菌手袋
令和8年3月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000
令和8年10月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000
令和9年10月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000
令和10年10月	1,464,000	119,600	284,000	150,400	3,879,000

※ 調達時期に示された月中に、乙は甲指定備蓄倉庫の備蓄量を表中の数量分増加させるものとする。

(2) 甲備蓄品の保管

- ① 甲指定備蓄倉庫において、乙は表1の備蓄数量を保管できるスペースを確保し、表2のとおり調達した個人防護具を保管する。
- ② 甲指定備蓄倉庫は乙が所有する倉庫等に限らず、他社が所有する倉庫も可能とするが、当該他社との倉庫契約等は乙の責任において行うこと。また、当該倉庫契約に係る費用は本契約によって甲が乙に支払う委託料に含まれる。
- ③ 甲指定備蓄倉庫は国内に所在すること。
- ④ 甲指定備蓄倉庫及び保管方法は以下 a～f の条件を満たすこと。
 - a 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の登録を受けた一類倉庫であること。
 - b 外部からの敷地内への侵入防止対策がとられていること。
 - c 保管倉庫内は直射日光が保管品に当たらず、高温、多湿な場所を避ける等、保管品が使用推奨期限中変質する恐れのない環境であること。
 - d 直接床置きせず荷台（パレット等）を使用すること。
 - e 保管品の上に直接荷台（パレット等）を重ねて保管しないこと。
 - f 製品、ロット及び使用推奨期限の管理ができるように保管すること。

(3) 甲備蓄品の在庫管理

- ① 乙は、自社の日常の取引の中で、甲指定備蓄倉庫で保管する甲備蓄品を、先入れ先出しにより取引先等に出荷する。なお、乙の取引先等に出荷される個人防護具の所有権は、出荷時に乙に帰属するものとする。

一方、乙は出荷分と同種類・同数量の個人防護具を甲指定備蓄倉庫に補充することにより、甲備蓄品の使用期限までの期間が最低1年以上となるよう、備蓄量を保つものとする。ただし、乙は令和8年3月に調達した個人防護具については、前記に関わらず、出荷及び補充を少なくとも契約期間満了までに1回実施しなければならない。なお、補充された個人防護具の所有権は甲に帰属するものとする。

以上の出荷及び補充業務を、「在庫管理」という。

- ※ 甲指定備蓄倉庫に保管されている甲備蓄品以外の個人防護具の在庫を甲備蓄品として指定する等により、常に甲の備蓄量が乙において確保されている限りにおいて、在庫管理のために甲指定備蓄倉庫から出庫する個人防護具と、甲指定備蓄倉庫に入庫する個人防護具の数量及び入出庫の時期が一致していなくても差し支えない。ただし、その場合でも、

常に甲備蓄品の使用期限が最低1年以上となるよう留意すること。

- ② 乙は、仕様を満たす限りにおいて、在庫管理の中で甲備蓄品を順次別製品に変更することができる。
- ③ 乙は、在庫管理により甲指定備蓄倉庫で新たに備蓄する個人防護具の検品を行う。

(4) 感染症拡大時の甲備蓄品の配送及び甲備蓄品の補充

- ① 甲が感染症の流行その他これに類する事態を理由として甲備蓄品の放出を決定し、乙に協力を要請した場合、乙は、その時点で利用可能な人員及び輸送手段を用いて、甲の指定する配送業者の倉庫等へ甲備蓄品を配送するものとする。甲備蓄品出荷の際は段ボールケース単位での出荷とし、甲指定の配送業者の倉庫等が愛知県内である場合は、原則として甲の発注後〇営業日以内に乙は納品を行うものとする。

ただし、甲の判断により、甲において配送業務を実施する場合は、乙は迅速に甲備蓄品を出庫できるよう協力するものとする。

- ② ①の業務を乙が実施する場合は、当該業務に要する費用（人件費、輸送費、超過保管量その他通常業務を超える一切の実費をいう。以下、本項内において同じ。）は、甲の負担とする。この場合において、その算定方法および支払手続きについては、甲乙協議の上、別途契約により定めるものとする。

- ③ 感染症の拡大等により甲備蓄品の在庫管理業務の実施が困難である場合は、甲乙協議の上、在庫管理業務を一時的に停止することができる。

なお、甲乙協議の上在庫管理業務が停止した場合は、甲は停止された在庫管理業務に相当する費用を負担しないものとする。

- ④ 甲備蓄品の放出後、感染拡大状況及び県内医療機関の個人防護具の不足状況に鑑み、早急に甲備蓄品の補充が必要であると甲が判断した場合は、乙は甲からの要請に応じ、市場における個人防護具の供給状況等、在庫管理業務の実施可否に関する情報を甲に提供するとともに、可能な限り甲備蓄品の補充に協力しなければならない。ただし、放出分の補充の際の購入数量、納品時期、購入単価については、甲乙協議の上、別途契約により定める。

なお、別途契約により購入した個人防護具についても、乙は甲指定備蓄倉庫内に納品され次第、原則として、本契約の定めに従い在庫管理業務を行うものとする。

5 委託業務の費用及び実績報告について

甲は、4(1)～(4)までに要する費用を乙に支払うものとする。ただし、甲備蓄品を取引先等に出荷することができず使用期限が最低1年未満となった場合は、その処分費用及び新たな甲備蓄品の補充費用は乙の負担とする。

費用の支払いについては、原則として各年度の業務終了後に当該年度分の費用を支払うものとするが、甲乙協議の上、支払回数及び支払時期を変更することができる。

また、乙は、4月を始期とした四半期ごとに委託業務報告書（第4四半期は「委託業務完了報告書」）を甲に提出するものとする。委託業務（完了）報告書の提出期限は、第1～3四半期については、各四半期の翌月15日、第4四半期については、当該四半期の3月末日とする。ただし、前記に関わらず、令和7年度中の業務の履行については、令和8年3月31日（火）までに委託業務完了報告書を甲に提出するものとする。

甲は、委託業務完了報告書の受領後速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、検査完了

通知書を乙に送付する。検査完了通知書を受領した乙は、受領後速やかに甲へ請求書を送付する。

なお、委託業務（完了）報告書には、以下の内容を記載することとし、請求書には、費用の内訳及び積算方法を示すこととする。

- ・備蓄されている各品目の数量、製品名、使用期限及び保管場所
- ・当該四半期（年度）の甲備蓄品の出荷数量
- ・取引先等に出荷することができず使用期限が〇年末満となった甲備蓄品の有無（発生した場合はその数量及び理由も報告すること）

6 再委託に関する諸条件について

乙は、単独で4に定める業務の実施が困難である場合は、下記(1)～(3)の条件を満たす限りにおいて、その業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、乙が再委託する場合は、甲に対し、あらかじめ書面により再委託先の住所・氏名、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額、再委託先の業務履行体制・履行能力を示す資料、乙による再委託先の業務監督体制を書面で明示した上で、甲の承認を得なければならない。

(1)再委託金額

再委託金額の合計は、委託予定金額の50%未満とする。

(2)再委託禁止業務

流通備蓄管理業務の総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理は、再委託禁止とする。

(3)乙による再委託先の監督

乙は、再委託先の業務履行状況を常に監督するものとし、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (2) 乙は委託業務を統括する責任者を配置し、事業進捗状況の確認等のため、甲と常時連絡が取れる体制とすること。
- (3) 令和11年12月以降、乙で継続して流通備蓄管理業務を実施しない場合、乙は次の契約者への業務の引継ぎに協力すること。また、次の契約者への甲備蓄品の引き渡し時期については、甲乙及び次の契約者との協議の上決定するものとし、乙は甲備蓄品を次の契約者に引き渡すまで適切に保管管理するものとする。なお、甲備蓄品の引き渡し時期が本契約満了後となる場合は、契約終了後から甲備蓄品の引き渡しまでの保管管理業務は別途契約する。
- (4) 乙は、事業完了後5年間、委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を甲の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (5) 委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに甲と協議を行うものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。